

(別紙2) 配慮願い等の提出の流れ

対応	沖縄県教育庁(県立学校教育課)	高等学校長	中学校長
確認事項	○大学入学共通テストにおける「受験上の配慮」を参考に、学力検査等に際しての配慮を行う。(ただし、中学校等において日頃から支援や配慮が行われている事項に限る。)	○県立高等学校入学者選抜において要項p9「11 障害等のある生徒の入学者選抜に係る取扱い」を確認し、大学入学共通テストにおける「受験上の配慮」について校内で共通理解を行っておくこと。	○「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」を作成し、日頃から適切な支援、配慮を行うこと。 ○別紙1(配慮の具体例)に記載のない配慮を希望する場合や気になる点がある場合、県立学校教育課に事前に連絡し状況等を確認、説明等を行う。
10月末日	(2) 配慮願い受付	学校代表端末からメールで送信(郵送は不要)	(1) 配慮願いとりまとめ・メールで提出 ※10月末日まで ①「障害のある生徒の学力検査等に際しての配慮願い書」(参考様式1)の写し ②診断書等の写し(各種知能検査結果等も含む)、もしくは身体障害者手帳等の写し ③その他必要な書類 (「個別の教育支援計画」、「個別の指導計画」等の写し) ④「学力検査等に際しての配慮希望者名簿」 ※①～③の紙文書については、出願時に提出するので中学校で保管。
11～12月	(3) 配慮審査 ↓ 審査・検討上、必要であれば中学校へ問い合わせ		
12月下旬	(4) 配慮可否通知 ①「障害のある生徒の学力検査等に際しての配慮願い書」(参考様式1)の写し(※県立学校教育課受付番号入り) ⑤「配慮可否通知一覧」 ⑥「学力検査等に際しての配慮可否通知」 志願先高校で対応する配慮の種類や人数等において、検査会場・施設等の確認が必要な場合は、当該校へ情報提供。	(検査会場計画・試験監督割り振り計画等の作成)	(5) 配慮可否受け取り ↓ (6) 配慮希望者へ連絡 ※①・⑥については、出願時に必要になるので、出願まで中学校で保管。 疑義等がある場合は、県立学校教育課へ問い合わせ
出願時		(8) 志願書類受付	(7) 配慮願い提出 ①「障害のある生徒の学力検査等に際しての配慮願い書」(参考様式)(原本)(※県立学校教育課受付番号等を記入すること) ②診断書等の原本(もしくは写し)(各種知能検査結果等も含む)もしくは身体障害者手帳等の写し ③その他必要な資料(「個別の教育支援計画」等の写し) ⑥「学力検査等に際しての配慮可否通知」(写し) ⑦「学力検査等に際しての配慮希望者名簿」(県立高等学校長あて)
再出願翌日まで	(10) 出願状況の確認	(9) 出願状況の報告(メール) ※出願最終日翌日まで ⑧配慮を希望する生徒の出願について	
選抜準備		(11) 配慮措置の準備 ・配慮等について、確認上必要があれば県立学校教育課へ連絡・調整。 ・配慮実施にあたって、確認上必要があれば中学校へ連絡。	
選抜時		(12) 学力検査等における配慮措置の実施	

○「学力検査等に際しての配慮願い書」(参考様式2)についても、上記の手続きを準用する。